

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年11月11日京都市条例第15号）（行財政局財政部経営改革課）

京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、指定管理者になろうとする団体の公募、指定候補者の選定及び指定管理者による公の施設の管理に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議させるために置く委員会の委員の定数及び任期を改めることとしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第15号

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「24人」を「20人」に改める。

第18条第1項本文中「4年」を「2年」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局財政部経営改革課)